

### 3 実態調査結果を分析する上での留意点

**① 調査未実施の筆があるため、現存する所有者不明土地の全数を把握したものではない**

測量調査では115筆(区画整理事業等で換地処分となっているが、換地先が未定であり、かつ現在地が使用されている土地が9筆、基地内に所在している土地が88筆、地図なし・現地確認不能の土地が17筆、他者所有とみられる土地が1筆)、所有者探索調査では34筆(地図なし・現地確認不能の土地が17筆、その他17筆)が調査未実施となっている。

**② ある一時点での現地調査であり、調査時期が結果に影響を与えている可能性がある**

例えば測量調査での「利用状況」に関しては、墓地の場合、清明祭や盆の時期の調査であれば、利用状況が明確であるが、こうした時期から離れた時期であると、実際に利用されていても「利用形跡なし」と判断される可能性がある。

**③ 調査実施年度により調査報告書への記載方法が異なるケースがある**

例えば、測量調査での「占有状況」に関しては、墓地の場合、平成27年度以降の調査では賃貸借契約がある場合のみ「占有あり」としており、それ以前とは入力規則が異なる。

**④ 所有者に関する有力情報を持つ人すべてに調査を実施できていない可能性がある**

所有者探索調査では隣接地主への聞き取りを実施しているが、当該所有者不明土地の占有・利用者には所有者に関する情報の聞き取りは行っていない。(占有・利用者が所有者としての意思を持っている可能性がある)

また、地元自治会等への聞き取り調査を実施しているが、現自治会長・区長が年齢的に若く、戦前戦後の土地所有・利用に詳しくないケースもある。その際、紹介を経てさらに地域の古老に聞き取りができていないケースと、そうでないケースがあるため、実態調査で聞き取りを行った以外の人から所有者に関する有力情報が得られる可能性は残っている。(実際に実態調査とは異なる機会に県にアプローチがあったケースもある。)